

平成 26 年 12 月 24 日

報道関係各位

ぜんち共済株式会社
東京都千代田区岩本町 3-5-8
代表取締役社長 榎本 重秋
少額短期保険業（関東財務局長（少額短期保険）第 14 号）

日本初 特別支援学級児童生徒のための保険を発売します

～特別支援学級の児童生徒数は 10 年で倍増！児童生徒のあんしんと現場負担の軽減を目指します～

ぜんち共済株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：榎本重秋）は、年々増加傾向にある特別支援学級の児童生徒を対象とした、「ぜんちのこども傷害保険」を 2015 年 1 月 5 日より発売（保障開始は 2015 年 4 月 1 日）いたします。（別紙参照）

特別支援学級の児童生徒自身のリスクと保護者や学校の経済的負担のリスクに備える「個人賠償責任保険」、「権利擁護費用保険」、「傷害死亡・入院・通院保険」の 3 つの“あんしん”をセットでお届けいたします。

－「ぜんちのこども傷害保険」の特長－

1. 個人賠償責任保険
 - 誤って他人の物を壊したり、ケガをさせた場合の賠償責任を補償
2. 権利擁護費用保険
 - 虐待等の被害事故に遭われた際、相談から解決までの弁護士費用を補償
3. 傷害死亡・入院・通院保険
 - 学校内外を問わず、不慮の事故による死亡と入院・通院を保障
4. 健康告知・医師診査は必要ありません
 - 特別支援教育を必要とされる方はどなたでも加入できます
5. 保険料
 - 月払 1,100 円 年払 11,000 円

【本リリースに関するお問い合わせ】

担当者：広報チーム 亀田秀明

E-Mail：kameda@z-kyosai.com

TEL：03-5835-2571 携帯：090-4363-8873

【別紙】

<ぜんちのこども傷害保険の概要>

(1) 保障内容

学校内外を問わず、第三者への賠償責任をカバー	個人賠償責任 保険金	偶然な事故により、他人の身体の障害、または、他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害が生じたとき	てん補限度額 1,000万円
お子様を、虐待被害から守るために	権利擁護費用 保険金	当社の規定する「被害事故」に遭われ弁護士または司法書士に対して負担した費用が生じたとき	法律相談費用 5万円まで 弁護士費用 100万円まで 接見費用 1万円まで
不慮の事故によるケガの保障として	傷害入院 保険金	不慮の事故を直接の原因として傷害を被り入院をしたとき	5,000円(日額)
	傷害手術 保険金	傷害入院保険金を支払う場合で、その入院期間中に手術を受けたとき	30,000円
	傷害通院 保険金	不慮の事故を直接の原因として傷害を被り通院をしたとき	2,000円(日額)
	傷害死亡 保険金	不慮の事故を直接の原因として死亡したとき	10万円
	特定重度障害 保険金	不慮の事故によって、身体に傷害を被り当社の定める重度障害が残ったとき	10万円

(2) 保険料

性別、年齢に関わらず一律

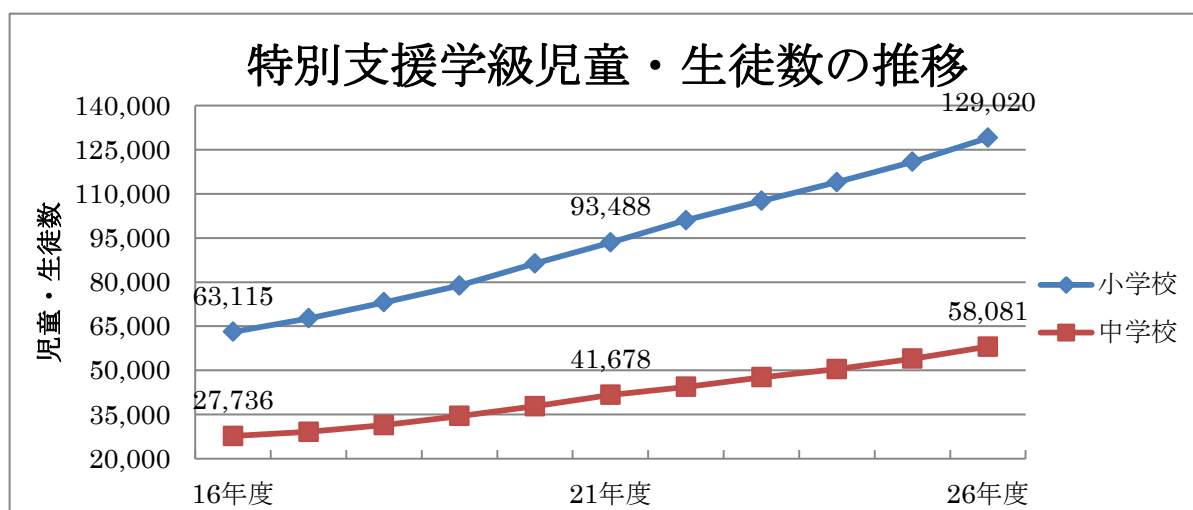
月払保険料	年払保険料
1,100円	11,000円

(3) その他

- ・健康告知は不要
- ・掛け捨て型の1年定期保険
- ・契約年齢：満5歳～満18歳

<本商品開発の背景>

少子化の影響で、全国小・中学校の普通学級の児童生徒数が減少傾向にある中、先の学校教育法等の改正により、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して適切な教育(特別支援教育)を行うことが明確に位置付けられました。その結果、この10年で全国小・中学校の特別支援学級の児童生徒数は倍増しています。



【文部科学省 学校基本調査より】

当社は事業開始以来、障がいのある方のための専門保険会社として、障がいのある方を支援する団体や施設等を通じて、保険商品の提供をしてまいりました。そして、これまでの保険金支払い事例から、障がいのある方には固有のリスク傾向があることがわかりました。

一つの傾向として、若年層に多くみられる突発行動による物の破損事故があります。「自分の想いをうまく伝えられない」、「いつもと違う環境の変化」があったときなど、そのような行動となるようです。当社ではこのような事故に対して個人賠償責任保険金をお支払いし、保護者や施設等の経済的負担をカバーしております。

こうした中、特別支援学級の現場から、新しい保険商品の提供を望む声をお聞きし、このたび「ぜんちのこども傷害保険」を開発することとなりました。

当社は、「ともに助け、ともに生きる」を社是に、障がいのある方が「心豊かに安定した生活」を送れるようにこれからも“あんしん”を提供してまいります。

以上